

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	母子保護の実施		
根拠法令及び条項	児童福祉法第23条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第3条第2項第 1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠: 第7条第2項第 1号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙「那覇市母子生活支援センター条例」及び「那覇市母子生活支援施設入所要綱」のとおり		
	審査基準 設定年月日	平成15年8月1日 平成15年8月20日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠: 第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

[別紙]

○那覇市母子生活支援センター条例（抜粋）

（利用できる者）

第6条 さくらを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童
- (2) 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童
- (3) その他市長が適当と認める者

（利用許可の制限）

第10条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、さくらの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他市長又は指定管理者が不適当と認めるとき。

○那覇市母子生活支援施設入所要綱（抜粋）

（申請の不承認）

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、入所申請を不承認とすることができるものとする。

- (1) 条例第6条第1号に規定する利用できる者に該当しないと認めたとき。
- (2) 条例第10条に規定する利用許可の制限に該当するとき。
- (3) 母子室に空きがない場合など、施設入所することができないとき。